

## 新町町章選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新温泉町の町章を選定するため、「新町町章選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

(1) 新町町章候補の選定

(2) その他、上記選定に関し委員会の運営上必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は委員5名で構成する。

(1) 浜坂町・温泉町合併協議会の委員 2名

(2) 協議会会長が推薦する有識者 3名

2 委員会は必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、随時、開催するものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、浜坂町・温泉町合併協議会事務局において処理する。

### (解散)

第7条 委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は合併協議会会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。